

ライフステージをサポートする共済制度と保険

保険医休業保障共済保険

病気やケガに備えて 安心あたえる

受け付けは **4月25日**まで (加入日8月1日)

保険医休業保障共済保険は、病気やケガで休まなければならないようになった時でも、安心して療養に専念していただけるよう、医師・歯科医師自らがづくり運営する会員相互の助け合い制度です。拠出金（保険料）が上がないことや、掛け捨てではないなど、休保制度独自の内容で安心してもらっています。

最近の給付例から

- A 先生 (57歳) 消化器系の疾患で16日間休業 ⇒ 8口加入で95万円
- B 先生 (56歳) 循環器系の疾患で240日間休業 ⇒ 8口加入で1,536万円
- C 先生 (64歳) 転倒による骨折で35日間休業 ⇒ 5口加入で106万円

加入時の拠出金(保険料)が続きま

- 1口あたりの月額拠出金 (保険料)
- ～29歳…2,500円
 - ～39歳…2,800円
 - ～49歳…3,000円
 - ～54歳…3,300円
 - ～59歳…3,700円

※制度改定による変更は除く

若いほど年齢が加入有利

7つの特徴

- 1 給付期間が最長730日の充実保障
- 2 給付内容が豊富
- 3 入院はもちろん、自宅療養、代診をおいても給付
- 4 同一疾病でも、給付日数限度までは何度でも給付
- 5 75歳までの長期保障
- 6 拠出金（保険料）は加入時のまま上らず、掛け捨てではありません
- 7 所得補償保険等の加入に関係なく給付

受給者の声 精神疾患でも給付が受けられ感謝

いまでも体には自信があり一生懸命仕事に励んでくることができましたが、昨年両親が相次いで亡くなったこともあり、精神を患いました。おかげでいまはすっかり回復し大変喜んでおります。速やかに給付してもらい本当に感謝しています。(D先生 40歳代 大阪市)

●給付例 (傷病休業給付金) 免責5日除く

加入口数	30日自宅	30日入院
1口	180,000円	240,000円
3口	540,000円	720,000円
5口	900,000円	1,200,000円
8口	1,440,000円	1,920,000円

●給付の種類 (1口につき)

種類	給付内容
傷病休業給付金	6日目から1日につき6,000円、通算500日限度
入院給付金	入院1日につき2,000円加算、通算500日限度
長期療養給付金	1日につき自宅3,000円、入院6,000円を230日限度。復業した日の前日で給付は終了。
弔慰給付金	50万円+脱退給付金
高度障害給付金	50万円+脱退給付金
脱退給付金	別表1参照 ※制度改定や金融環境等により変動することがあります

●加入について

- Q1 既往症があっても加入できますか。**
 A 傷病の種類によって異なりますが、ほとんどの傷病は治療後一定期間を経過すれば加入できます。ただし、その程度により加入を見合わせていただく場合もあります。例えば、現在服薬中であったり、糖尿病治療の食事療法などは現在治療中ということになり、ご加入できません。
- Q2 告知書に記入する告知期間は、何年ぐらい前までの疾病をいうのですか。**
 A 過去5年以内の健康状態について告知いただきます。告知内容が事実と相違した場合は加入が取り消され、給付金が支払われないことがありますので、ご注意ください。申込書は先生ご本人が正確にご記入ください。

●制度の特徴・拠出金(保険料)について

- Q1 加入時の拠出金(保険料)は毎年変わりますか。**
 A 拠出金(保険料)は加入時の年齢で決まり、それが脱退するまで変わりません(制度改定による変更は除く)。なお、受給されると増口できません。(※60歳、70歳時に制度減口の取り扱いがあります)
- Q2 拠出金(保険料)は掛け捨てですか。**
 A 掛け捨てではありません。加入後3年以上経過して脱退した場合、脱退給付金が支払われます。また制度改定や経済、金融環境により、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあります。

●給付について

- Q1 休業とみなされるのは入院だけですか。**
 A 加入日以降の傷病により就業不能となり業務を完全に休まれた場合、自宅療養でも給付対象となります。また、代診をおかれても給付されます。ただし、第三者の医師の診察を受けていることが必要で、管理者としての執務行為を含む診療行為等をされたときは給付の対象となりません。(加入日以後3カ月以内の疾病休業の場合は、加入日以後1年経過した日以後が対象となります)。
- Q2 免責期間は何日間ですか。**
 A 免責期間は5日間です。連続して6日以上休業したときに請求できます。
- Q3 他の所得補償保険に入っているにも受給できますか。**
 A 他の所得補償保険等の加入に関わりなく、受給可能です。

●税制上の取扱いについて

- Q1 拠出金(保険料)は必要経費となりますか。**
 A 必要経費とはなりません。
- Q2 傷病給付金は課税されますか。**
 A 加入者ご自身が受け取られる場合は非課税となります。



自在性と柔軟性に富む 明日のための安心設計

受け付けは **6月25日**まで (加入日9月1日)

- 予定利率(最低保証利率)による運営のためリスクが少なく老後の生活設計に最適です
- 短期のご加入では積立金が掛け金を下回ります

予定利率 **1.259%** ※2013年2月1日現在

2011年度配当実績 **1.308%** ※予定利率1.258%+配当0.050% ※昨年度配当実績であり、今年度の配当を約束するものではありません。

加入資格 満74歳までの協会会員で加入日現在健康で正常に就業されている方

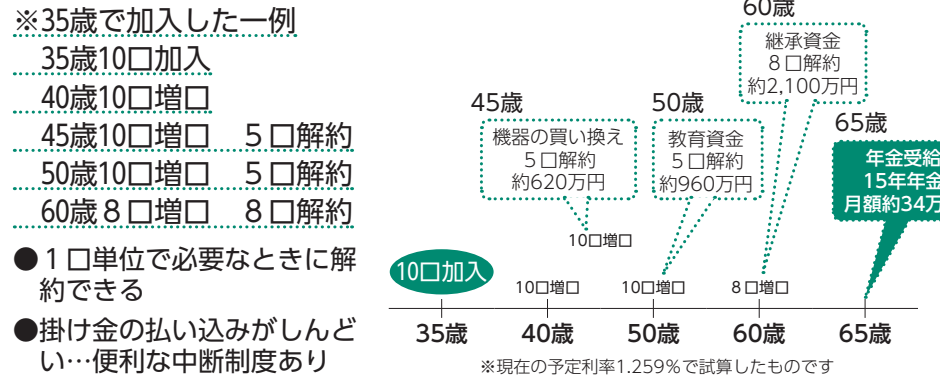
加入期間	元金	元利合計
10年	12,000,000円	12,440,000円
15年	18,000,000円	19,223,000円
20年	24,000,000円	26,411,000円
25年	30,000,000円	34,029,000円

※「月払」「一時払」とも現在の予定利率1.259%での試算 ※1口につき運営事務費100円・委託手数料117円・遺族特約保険料6円を差し引いた金額です

加入期間	元金	元利合計
5年	1,036,600円	1,036,600円
10年	1,098,600円	1,098,600円
15年	1,164,000円	1,164,000円
20年	1,233,600円	1,233,600円

※1口につき運営事務費5,000円・委託手数料5,850円を差し引いた金額です

ライフプランの設計に最適です!



大阪府保険医協同組合

少ない掛け金で大きな保障 グループ保険

※保険年齢は8月1日を基準日とします

対象	死亡保険金額(高度障がい保険金額)	性別	月払保険料(概算)									
			保険年齢									
本人(主)加入	5,000万円	男性	35歳まで	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳		
		女性	5,200円	7,050円	9,700円	14,400円	21,750円	31,700円				
	4,000万円	男性	3,100円	5,350円	6,700円	9,300円	12,850円	15,800円				
		女性	4,160円	5,640円	7,760円	11,520円	17,400円	25,360円				
	3,000万円	男性	2,480円	4,280円	5,360円	7,440円	10,280円	12,640円				
		女性	3,120円	4,230円	5,820円	8,640円	13,050円	19,020円				
	2,500万円	男性	1,860円	3,210円	4,020円	5,580円	7,710円	9,480円				
		女性	2,600円	3,525円	4,850円	7,200円	10,875円	15,850円				
	2,000万円	男性	1,550円	2,675円	3,350円	4,650円	6,425円	7,900円				
		女性	2,080円	2,820円	3,880円	5,760円	8,700円	12,680円	18,620円			
1,500万円	男性	1,240円	2,140円	2,680円	3,720円	5,140円	6,320円	8,720円				
	女性	1,560円	2,115円	2,910円	4,320円	6,525円	9,510円	13,965円	23,100円			
1,000万円	男性	930円	1,605円	2,010円	2,790円	3,855円	4,740円	6,540円	10,065円			
	女性	1,040円	1,410円	1,940円	2,880円	4,350円	6,340円	9,310円	15,400円			
800万円	男性	620円	1,070円	1,340円	1,860円	2,570円	3,160円	4,360円	6,710円			
	女性	832円	1,128円	1,552円	2,304円	3,480円	5,072円	7,448円	12,320円			
	男性	496円	856円	1,072円	1,488円	2,056円	2,528円	3,488円	5,368円			

- 主な特徴 ◇審査はなく、告知だけでご加入いただけます。◇団体で加入しているので、安い掛け金で高額の保障が得られます。◇1年更新ですから保障の見直ししにくい制度です。◇毎年の決算で剰余金が出れば、配当金としてお支払いいたします。◇75歳まで継続できます。
- 加入資格 現在健康で正常な日常生活を営みかつ過去1年以内に病気や外傷のため、休養・服薬もしくは治療を受けた事のない満70歳6カ月未満まで(子供は2歳6カ月超~22歳6カ月迄)の方。
- 会員本人とあわせて配偶者・お子様も加入できます。
- ※ここに記載されている内容は、グループ生命保険の概要をお知らせするものです。詳細については資料請求または、おたずねください。

Q 加入は何口まで?

- A (月 払) 1口1万円・通算30口 (30万円) まで
 (一時払) 1口50万円・毎回40口 (200万円) まで
 月払未加入の方は月払とセットでお申し込み下さい。
 昨年加入された方も今年40口まで加入できます。

Q 中途解約はできるの?

- A 1口単位で積立金が受け取れます。ただし、加入期間によって積立金が掛け金累計額を下回ることがあります。元本回復期間は月払で3年10カ月、一時払で1年10カ月です。

Q 掛け金の払い込みをストップしたい時は?

- A 掛け金払い込みが困難となりましたら、中断制度が利用できます。協会へお申し出下さい。掛け金の払い込みはお好きな時から再開できます。

Q 年金受給はいつから?

- A 加入期間が5年経過していれば、何歳からでも年金として受け取ることができます。年金受給時には、10年・15年確定、15年・20年通増年金から選択して下さい。
 年金は年4回(2月・5月・8月・11月)で、1回に3カ月分ずつ支給されます。

Q どこに委託しているのですか?

- A 生命保険会社7社(三井・明治安田・富国・日本・太陽・第一・ソニー)に委託し、リスクを分散しています。

Q 年金の受給額が減ることはないですか?

- A 保険医年金は会員の老後保障を目的に1968年に創設され、大規模な私的年金として発展してきました。発足以来、年金制度で最も大切である年金受給を開始された方の受給額を削減したことはありません。

Q 万一、積立中や年金を受けている時に加入者が死亡した場合は?

- A 積立中、加入者が死亡した場合は、積立金に1口1万円をプラスして、一時金または年金として全額ご遺族にお支払いいたします。年金受給中に死亡された場合は、継続受取人に残りの期間を年金としてお支払いいたします。残金を一時金として受け取ることもできます。

万が一に備えて 歯科医師賠償責任保険

		セット	A	B	C
医療行為に基づく事故	1 事故	3,000万円	5,000万円	1億円	
	保険期間中	9,000万円	1億5,000万円	3億円	
診療所建物、設備に基づく事故	身体	1名	3,000万円	4,000万円	5,000万円
	1 事故	6,000万円	8,000万円	1億円	
財物	1 事故	300万円	400万円	500万円	
	1 診療所の基本保険料	8,170円	9,090円	11,280円	
歯科勤務医1名についての追加保険料	4,800円	5,360円	6,760円		

※保険期間は1年間です。対象となる事故は、保険期間中に発覚した事故に限ります。

1. 医療行為に基づく事故

診療所や訪問診療で行われた医療行為が原因になって患者の身体に障害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に、その被る損害について保険金が支払われます。

※) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償については、補償の対象にはなりません。

2. 建物・設備に基づく損害

診療所設備の不備や従業員の不注意が原因となつての患者、付添人、通行人等の第三者に身体損害や財物損害を与え、法律上の損害賠償を負う場合に、その被る損害について保険金が支払われます。

☎06-6568-2741

保険医協同組合のご利用は、歯科保険医協会会員であることが前提となります。